

大仙市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱

（目的）

第1条 この訓令は、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱（平成22年大仙市訓令第 号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設コンサルタント業務等（以下「発注業務」という。）について、条件付き一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象発注業務は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年大仙市訓令第7-1号。以下「入札契約実施要綱」という。）

別表2第3欄に掲げる部門に係るもののうち、入札に付すものとする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合にあっては、別表2第3欄に掲げる以外の業務であっても適用することができる。

2 契約担当者は、前項の適用対象業務が災害その他の理由により緊急を要する場合、その他特別な事情で条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

（入札の公告）

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

（入札参加資格）

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札契約実施要綱第6条に規定する大仙市入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、大仙市建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 大仙市税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
 - (6) 大仙市公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第3に基づく利用者登録を行っていること。
 - (7) 配置予定技術者（入札公告で示す入札参加資格の配置予定技術者をいう。）は、公告の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- 2 契約担当者が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。
- (1) 入札契約実施要綱第9条の規定による格付名簿への登載
 - (2) 発注業務に対応する業種に係る入札契約実施要綱第6条第3項第3号に掲げる法令等の規定による登録（以下「法定登録」という。）
 - (3) 主たる営業所又は営業所の所在地
 - (4) 発注業務と同種又は類似業務の実績
 - (5) 発注業務における配置予定技術者の資格及び業務経歴
 - (6) その他発注業務に関して必要と認められる事項

（入札参加資格の決定）

第5条 発注業務ごとに定める前条の入札参加資格は、入札契約実施要綱の定めるところにより、大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 仕様書、図面、契約事項、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

- 2 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、契約担当者は質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。
- 3 現場説明会は、原則として行わない。

（入札参加資格の確認申請）

第7条 契約担当者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類（(2)から(8)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 法定登録に係る通知の写し
- (3) 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類
- (4) 配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）及びその添付書類
- (5) 配置予定技術者の所属する営業所に関する調書（様式第3号の2）及びその添付書類
- (6) 技術者保有数（測量士及び測量士補）に関する調書（様式第3号の3）
- (7) 実務経験証明書（様式第3号の4）
- (8) その他契約担当者が特に必要と認める資料

2 前項の確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第9の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

3 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったとき（測量業務の技術者保有数にあっては減員が生じた場合に限る）は、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

（入札保証金）

第8条 入札保証金は免除するものとし、契約担当者はその旨を公告において明らかにするものとする。

（見積内訳明細書の提出）

第9条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

（入札の執行）

第10条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子

入札運用基準第9又は第10の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

- 2 入札執行回数は、1回とする。
- 3 開札の結果、入札参加者が1者であっても、原則として入札を有効なものとして執行するものとする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合は、入札を執行しないことができる。
- 4 前項のただし書きに該当する入札にあっては、あらかじめ公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 基本要綱第12条第1項各号及び第2号各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 電子証明書を取得していない者のした入札
- (4) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (5) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札した者(最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者)のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- 2 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、委員会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないお

それがあると認められるとき

(2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

- 4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。
- 5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）

第13条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第4号）を速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（大仙市の休日定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。

3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の委員会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の書類提出等）

第14条 落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者に対し、大仙市税に滞納

がないことを証する書面、社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出させるものとする。

2 落札者が他の発注業務の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該発注業務に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

3 落札者決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

4 前項については、公告において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附則

1 この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

附則

1 この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

附則

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。